

令和8年2月25日付け公告の内容

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条の規定に基づき、県営鮎屋川地区土地改良事業（農村地域防災減災事業）計画を変更したいので、同条第6項において準用する第87条の2第8項の規定により、次のとおり公告し、当該変更協議に係る書類を縦覧に供する。

また、同法第88条第6項において準用する第87条の2第9項の規定により、変更後の土地改良事業の計画の概要に意見がある者は、この公告の日から縦覧期間の満了の日までに意見書を提出することができる。

令和8年2月25日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 縦覧する書類の名称  
県営鮎屋川地区土地改良事業変更計画概要書
- 2 縦覧場所及び縦覧期間
  - (1) 縦覧場所
    - ア 洲本市役所、南あわじ市役所（縦覧期間のうち、土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
    - イ 兵庫県ホームページ  
(<https://web.pref.hyogo.lg.jp/nk10/aiyagawa-gaiyou.html>)
  - (2) 縦覧期間  
令和8年2月25日から同年3月17日まで  
(上記(1)アのみ土日祝日を除く午前8時30分から午後17時15分まで)
- 3 意見書の提出について
  - (1) 意見書の提出方法
    - ア 記載事項
      - (ア) 意見提出者の住所
      - (イ) 意見提出者の氏名（法人その他の団体の場合は名称及び代表者の氏名）
      - (ウ) 意見の内容及び理由
    - イ 意見書の提出期限及び提出先
      - (ア) 提出期限 令和8年3月17日
      - (イ) 提出先 兵庫県農林水産部農地整備課  
住所 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号  
fax 078(341)2101  
電子メールアドレス nouchiseibika@pref.hyogo.lg.jp
  - 又は  
兵庫県淡路県民局(洲本土地改良事務所)  
住所 洲本市塩屋2-4-5  
fax 0799(22)2510  
電子メールアドレス sumototochikairyou@pref.hyogo.lg.jp
- (2) 意見書提出の注意
  - ア 意見書の様式は任意ですが、提出する意見書は日本語に限ります。
  - イ 意見書の内容は、公表する場合があります。また、提出された意見に対し、個別に回答はいたしませんので、あらかじめご了承ください。
  - ウ 電話でのご意見はお受けできません。